

○帯広市小規模修繕契約希望者登録要領

平成15年9月1日制定

改正

平成27年8月18日

平成31年4月26日

令和元年10月25日

令和2年3月6日

令和3年7月26日

令和4年10月27日

令和8年3月18日

帯広市小規模修繕契約希望者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、帯広市が発注する小規模な修繕（以下「小規模修繕」という。）の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設けることによって、市内事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(登録資格)

第2条 この要領に基づき登録できる者は、帯広市内に主たる事業所を有する法人又は帯広市に住民登録を有する個人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 建設工事等又は物品・役務の競争入札参加資格を得ている者（以下「入札参加資格者」という。）
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者該当する者

(登録申請の方法)

第3条 登録を希望する者は、小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に、次に

掲げる書類を添付して提出しなければならない。第5条の規定により更新された登録期間において引き続き登録を希望する場合も、同様とする。

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては代表者の住民票及び身分証明書
 - (2) 資格、許可等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格者証、許可証等の写し
 - (3) 納税証明書（市税）
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書
- （登録申請の受付及び登録）

第4条 登録申請の受付は、随時受付するものとし、登録の申請があつたときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、毎月15日（その日が帯広市の休日を定める条例（平成3年条例第24条）第1条第1項に規定する帯広市の休日に当たるときは、その前日とする。）までに受付したものについて、翌月の初日から、小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録する。ただし、第5条に規定する有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする者の登録申請の受付及び登録については、市長が別に定めるものとする。

- 2 登録申請の受付事務は、総務部総務室契約管財課が行う。
- （登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、令和3年10月1日から起算して4年間とし、以降4年ごとに更新するものとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録されたものについては、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効とする。

（名簿の取扱い）

第6条 名簿は、庁内に公開し、該当する契約に係る事業者の選定の資料とする。ただし、入札参加資格者の選定を妨げるものではない。

- 2 名簿は、契約制度の公平及び透明性を図る上から、一般の閲覧に供する場合がある。
- （対象となる契約）

第7条 対象となる契約は、内容が輕易で、かつ履行の確保が容易であると認められる修繕の契約で、その予定価格が100万円以下のものとする。

（契約書の省略）

第8条 名簿に登録された者（以下「登録者」という。）と契約するときは、契約書の作成は、帯広市契約規則（昭和39年規則第22号。以下「規則」という。）第26条の規定に

基づき、省略する。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、規則第29条第7号の規定に基づき、納付を免除する。

(登録事項の変更等)

第10条 登録者は、申請事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときは、速やかに変更届（様式第2号）を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、名簿から抹消することができるものとする。

- (1) 第2条各号に該当することとなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令の規定に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年8月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月18日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月25日）

この要領は、令和元年12月2日から施行する。

附 則（令和2年3月6日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月26日）

（施行期日）

1 この要領は、令和3年8月5日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市小規模修繕契約希望者登録要領（以下「新要領」という。）第5条の規定は、令和3年8月21日以後に受付する新要領第4条本文に規定する登録申請（以下「新規登録申請」という。）及びこの要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受付する新要領第4条ただし書に規定する登録申請（以下「更新申請」という。）について適用し、令和3年8月21日より前に受付した新規登録申請及び施行日前に受付した更新申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年10月27日）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年11月21日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市小規模修繕契約希望者登録要領第4条第1項の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受付する登録申請について適用し、施行日より前に受付した登録申請については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月18日）

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市小規模修繕契約希望者登録要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

小規模修繕契約希望者登録申請書

年 月 日

帯 広 市 長 様

受付印

受付番号

郵便番号	〒			申請印
住所				
フリガナ				
商号又は名称				
代表者職名		フリガナ氏名		
電話番号		FAX番号		
資本金 (法人の場合)		携帯電話番号		
従業者数				

帯広市が発注する小規模修繕契約に登録したいので関係書類を添えて申請します。

なお、この記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

登録希望業種	
(営業実績があり履行できるものの番号を○で囲む。ただし、その他の場合は具体的に記入する。)	
業 種 区 分	土 木 1. 道路修繕 2. 舗装 3. 道路安全施設 4. 河川修繕 5. 遊具修繕 6. その他 ()
	建 築 1. 木造建築物修繕 2. プレハブ 3. 日除け・庇 4. フェンス・門扉・手摺 5. 屋根葺き替え(金属葺・檜) 6. 外壁板・スレート 7. モルタル・タイル 8. 塀・ブロック・レンガ 9. 外壁屋根防水 10. その他 ()
	内 装 1. 内部木部・棚・家具修繕 2. 建具・障子・襖 3. サッシ・シャッター・網戸 4. 間仕切り・トイレブース 5. クロス・床材張り 6. カーテン・ブラインド 7. 畳 8. その他 ()
	設 備 1. 電気配線 2. 電気器具取替修理 3. 放送機器 4. 空調機器・ボイラー 5. 受水槽・高架水槽 6. 水道機器・便器・浴槽 7. 浄化槽 8. その他 ()
	造 園 1. 簡易な植栽 2. その他 ()
	塗 装 1. 看板 2. 壁塗装 3. 遊具塗装 4. 案内板 5. その他 ()
	ガ ラ ス 1. ガラス取替 2. 飛散防止フィルム 3. その他 ()
	そ の 他 1. その他 ()
資格・許可等がある場合は、その名称等を記入	

様式第2号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

変 更 届

年 月 日

帯 広 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

印

次のとおり登録内容に変更があったので関係書類を添えて届けます。

登録の種類（ 小規模修繕 ）

変更事項	変更後	変更前	変更年月日
			・ ・
			・ ・
			・ ・
使用印鑑			・ ・

◎添付書類

変更事項	添付書類
商号又は名称	履歴事項全部証明書※
代表者	履歴事項全部証明書※
所在地	履歴事項全部証明書※（個人事業主の場合住民票※）
使用印鑑	変更届のみ
電話番号	変更届のみ
FAX番号	変更届のみ
営業廃止	変更届のみ

※履歴事項全部証明書・住民票は写し可

※住民票の住所地で事業を行っている個人事業主の場合、住民票の添付が必要